



事業系一般廃棄物排出実態調査を実施

令和6年度に市内事業所から排出される事業系一般廃棄物の調査を行いました。この調査は「業種別特色」、「発生抑制・再生利用の可能性等」を詳細に把握し、今後の適切な事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル施策の検討等に活用するために実施しています。調査結果の速報値は以下の通りです。

業種別排出量は、病院・教育機関などの「サービス業」が36.0%、百貨店・スーパーなどの「小売業」が21.8%、レストラン・食堂などの「飲食店」が13.2%を占めています（図1）。

資源化可能物は紙類が16.0%、草木類が3.6%、繊維類が0.2%あり、堆肥化等により減量可能な厨芥類の29.7%を合わせると、事業系一般廃棄物として排出されているごみ全体のうち、約50%は減量することができるとごみであることがわかります。また、一般廃棄物に混入している産業廃棄物は全体の20.7%を占めました。（図2）

事業系廃棄物の適正排出を徹底し、引き続き減量化・リサイクルへのご協力をいただきますようお願いいたします。

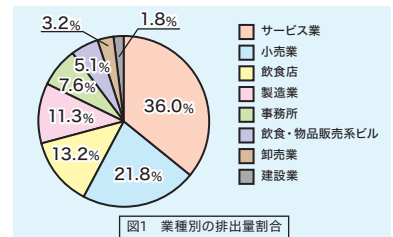


図1 業種別の排出割合

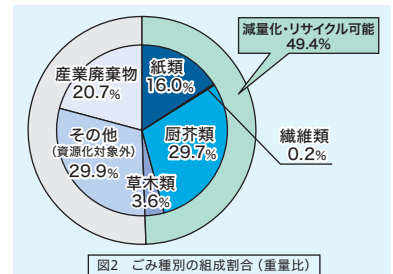
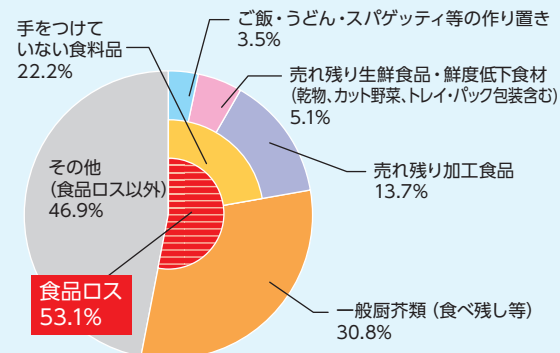


図2 ごみ種類の組成割合 (重量比)

厨 芥 類



注) 手をつけていない食料品には食品衛生法に基づく保存試料は含まない。

図3 厨芥類の内訳 (重量比)

厨芥類のうち、53.1%が食品ロスとなっています。業種別に見ると、手付かず食品の多いスーパー・コンビニ等の小売業、食べ残し等が多い病院・福祉施設等のサービス業や飲食店では、食品ロスの割合が高い傾向にあります。

フードシェアリングサービス
「TABETE」の活用で食品ロス削減！

「TABETE」とは、飲食店・中食店が食品ロスの危機にある商品を、専用アプリを利用して出品、ユーザーがレスキュー（テイクアウト）する国内最大級のフードシェアリングサービスです。これまで捨ててしまっていた商品を、新たな手段で販売し、食品ロス削減につなげてみませんか。

フードシェアリングサービスについて

こちらをクリック



事業系一般廃棄物の約16.0%がリサイクル可能な紙類です。令和6年1月1日に開始したリサイクル可能な紙類の清掃工場搬入禁止には、事業者の皆様にご協力いただき、前回調査（令和元年度）の22.2%から割合は低下しています。ダンボールの排出は大幅に減少していますが、「その他の古紙」は依然として事業系一般廃棄物に混入している状況です。

紙類のリサイクルについて
詳しくは市ホームページへ→

こちらをクリック



紙 類

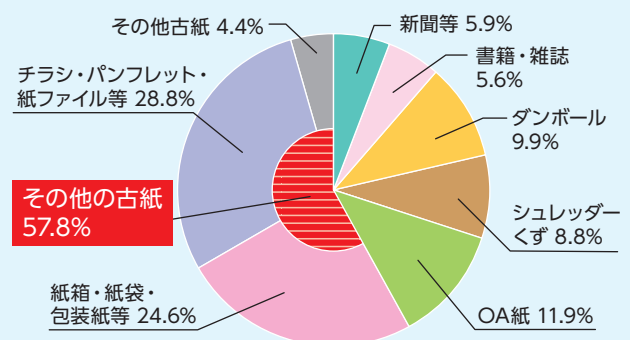


図4 リサイクル可能な紙類の内訳 (重量比)

事業所のごみ減量に向けた整備体制等を再確認してみませんか？

事業者の適正処理と減量化・リサイクルのためのチェックリスト

廃棄物の減量化・リサイクル推進のために 廃棄物が適正に排出されているか

- ☐ ごみの分別排出のためのボックスが種類ごとに設置されているか
- ☐ 紙類等の資源物のためのボックスが種類ごとに設置されているか
- ☐ 分別ボックス内に、他の種類のごみが混入していないか
- ☐ リサイクルできるものが、焼却するごみ等に混入して廃棄されていないか

廃棄物の減量化・リサイクル推進のために 「廃棄物の保管場所」が整備されているか

- ☐ 一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの保管場所が確保されているか
- ☐ リサイクルのため、紙類（新聞・雑誌・ダンボール・OA紙など）や、それ以外の再資源化対象物を保管する場所が確保されているか
- ☐ 廃棄物全体における保管場所等の規模や区分・表示方法が適切であるか
- ☐ 一般廃棄物は中身の見えるごみ袋（無色透明又は白色半透明）を使用しているか

廃棄物の発生・排出抑制及び 再生品の使用に取り組んでいるか

- ☐ 印刷やコピー機の利用は、両面印刷を基本として紙の使用量を削減し、廃棄物の発生・排出抑制に取り組んでいるか
- ☐ コピー用紙やパンフレット等に再生紙を使用する等エコ化の促進に取り組んでいるか

再資源化対象物の リサイクルルートが確立されているか

- ☐ 分別した紙類などの資源物がリサイクル業者によって収集される体制等が確立されているか

廃棄物の発生状況の把握や 処理に関する管理が適切に行われているか

- ☐ 廃棄物の収集運搬業者との契約内容や再資源化対象物の持込先を把握しているか
- ☐ 廃棄物の減量とリサイクル推進のための啓発活動が実施されているか
- ☐ 組織として廃棄物の減量とリサイクルに取り組む方針を定め、定期的に周知しているか
- ☐ 社員や建物の利用者その他関係者への啓発活動や協力体制が確立されているか

令和7年4月から

**日曜日はクリーンセンター東工場での
自己搬入受付が出来ないのでご注意ください**

事業系ごみはクリーンセンター臨海工場のみ日曜日も搬入できます。

※ただし、クリーンセンター臨海工場も閉庁日は搬入できません。

■クリーンセンター臨海工場

所在地：堺市堺区築港八幡町1-70

受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで

<問い合わせ先>

環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課
TEL (072) 252-0815 FAX (072) 251-9646



堺市環境・スリットキャラクター
「ムーちゃん」